

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

1.	文学部・人文科学研究院	研究 1-1
2.	教育学部・人間環境学研究院	研究 2-1
3.	法学部・法学研究院	研究 3-1
4.	経済学部・経済学研究院	研究 4-1
5.	理学部・理学研究院	研究 5-1
6.	医学部・医学研究院	研究 6-1
7.	歯学部・歯学研究院	研究 7-1
8.	薬学部・薬学研究院	研究 8-1
9.	工学部・工学研究院	研究 9-1
10.	芸術工学部・芸術工学研究院	研究 10-1
11.	農学部・農学研究院	研究 11-1
12.	比較社会文化研究院	研究 12-1
13.	言語文化研究院	研究 13-1
14.	数理学研究院	研究 14-1
15.	システム情報科学研究院	研究 15-1
16.	総合理工学研究院	研究 16-1
17.	生体防御医学研究所	研究 17-1
18.	応用力学研究所	研究 18-1
19.	先導物質化学研究所	研究 19-1
20.	情報基盤研究開発センター	研究 20-1

比較社会文化研究院

I	研究水準	研究 12-2
II	質の向上度	研究 12-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、『比較社会文化叢書』を平成 18 年度から平成 20 年 2 月に 12 巻刊行し、研究活動をまとめた形で示している。その他に、平成 19 年度の状況は、教員 54 名、原著論文は 44 件、うち半数以上が査読のある雑誌に発表され、招待論文と合わせて 6 割が専門的な審査又は評価を受けている。また、半数以上が外国語で執筆され、4 割が国際誌である。学会発表等は、39 件で、4 割が国際会議である。研究資金の獲得状況については、科学研究費補助金の採択数（採択金額）が、平成 19 年度で 34 件（7,909 万円）、採択率は平成 18 年度において 36.4%である。他の外部研究資金と合わせ、年平均約 40 件（8,000 万円）である。その他、21 世紀 COE プログラム「東アジアと日本：交流と変容」に研究院メンバー 8 名が参加した。共同研究は 39 件（代表及び分担）であり、そのうち国際共同研究は 23 件あるなど、活発な研究活動が展開されていることは、相応な成果である。

以上の点について、比較社会文化研究院の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、比較社会文化研究院が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、モンsoonアジアの自然環境の成り立ちとその変遷の解明及びそこに棲息する生物学の多様性の保全に関する基礎研究や、科学技術史、中国文学、考古学、日本史などで優れた研究成果が上がっている。卓越した研究業績として、例えば、ガリレオの運動論の形成過程を再構成し、毎日出版文化賞を受賞した研究や、日本における中国宋代文学研究を中国にまとめた形で初めて示し中国で大きな反響を呼んだ著作などがある。社会、経済、文化面では、グローバルとローカルを交差させるグローバルな視点から共生市民社会の在り方を探求する研究などで社会的に意義ある研究成果がある。卓越した研究業績として、例えば、戦後日本の科学技術の社会史に関する2,000ページを超える体系的通史を英語版で刊行した貴重な業績がある。また、過去4年間の研究成果によって日本学術振興会賞、毎日出版文化賞、学会論文賞など5件を受賞した。これらの状況などは、優れた成果である。

以上の点について、比較社会文化研究院の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、比較社会文化研究院が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成16～19年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

相応に改善、向上している

[判断理由]

「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が1件、「相応に改善、向上している」と判断された事例が1件であった。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間終了時における判定として確定する。